

ご遺族の方へ
府中市おくやみ
ハンドブック

Guide to help you
from Fuchu city.

府 中 市
F u c h u c i t y

府中市で必要な手続きを
お伝えするための
ハンドブックです
ぜひご活用ください

おくやみコーナーのご案内

府中市では、亡くなられた市民の市役所での手続きに関する相談や書類作成・提出がワンストップでできる「おくやみコーナー」を設置しています。

亡くなられた方に関して個別にご遺族からお話を伺い、手続きに必要な書類をご用意し、ご遺族にご記入いただいた書類を、担当職員が提出先に届けます。

手続きなどお困りの方は、お気軽にご相談ください。

対 象

亡くなられた市民のご遺族

ご利用までの流れ

STEP 1

「おくやみコーナー」の利用を希望される場合は、事前の相談・聞き取りや予約が必要です。次のいずれかの方法で書類手続きの来庁日時をご予約ください。

STEP 2

予約した来庁日までに必要書類等をご連絡しますので、ご準備ください。

STEP 3

来庁日の書類手続きでは、職員が説明しながら、申請書類などをご記入いただきます。必要に応じて市役所以外の相談機関をご案内します。

※ご予約から来庁日まで、1週間程度のお時間をいただきます。

手続きや必要書類はそれぞれ異なります。職員があらかじめお調べするお時間をいただくことにより、「手続きもれ等」を防ぎます。

申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

・ 申込フォームによる予約

<https://logoform.jp/form/6ibw/okuyami>



・ 市役所「おもや」1階 総合窓口課の窓口へ

または、042 (335) 4553 (直通) に電話で

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

書類手続き

市役所「おもや」の「おくやみコーナー」で書類の作成・手続きを行います。

※1日4組 手続き時間は1組あたり1時間程度

① 9時～ ② 10時30分～ ③ 13時30分～ ④ 15時～

問い合わせ

市民部総合窓口課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

☎ 042-335-4553 (直通)

もくじ

1. 市役所での手続きチェックリスト	P.01
2. 身近な人が亡くなった後の手続き等の流れ（目安）	P.03
3. 市役所での手続き	
3-1. 戸籍・住民票関係の手続き	P.04
3-2. 介護保険に関する手続き	P.07
3-3. 障害福祉に関する手続き	P.08
3-4. 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き	P.11
3-5. 年金に関する手続き	P.13
3-6. 税金に関する手続き	P.18
3-7. 子育てに関する手続き	P.21
3-8. その他の手続き	P.25
4. 市役所以外での手続き（参考）	P.27
5. その他のご案内	P.28

1. 市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方等についてのご確認		チェック欄	該当ページ
戸籍・住民票関係	死亡届（亡くなられた方全員が必要となる手続き）	<input type="checkbox"/>	P.04
	世帯主で、同じ世帯に15歳以上の方が2人以上いる	<input type="checkbox"/>	P.04
	住民基本台帳カード、マイナンバーカード・通知カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P.04 ～ P.05
	印鑑登録証・ふちゅう市民カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P.05
	外国籍である	<input type="checkbox"/>	P.05
介護	65歳以上の方である（または2号被保険者で介護保険被保険者証をお持ちの方）	<input type="checkbox"/>	P.07
	高額介護サービス費の支払いを受けている	<input type="checkbox"/>	P.07
	おむつの現金助成を受けている	<input type="checkbox"/>	P.07
障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	P.08
	難病・小児慢性疾患・大気汚染・肝炎医療費助成、自立支援医療費助成、心身障害者医療費助成（マル障）等の受給者証または医療券の交付を受けている	<input type="checkbox"/>	P.08
	下記いずれかを受給している ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 ・心身障害者（児）福祉手当・重度心身障害者手当・特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/>	P.08
障害	心身障害者扶養共済制度の心身障害者である	<input type="checkbox"/>	P.09
	心身障害者扶養共済制度の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.09
	心身障害者扶養年金制度の心身障害者である	<input type="checkbox"/>	P.10
保険	国民健康保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.11
	後期高齢者医療保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.12
年金	国民年金または厚生年金の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.13
	国民年金の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.14
	厚生年金の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.17

亡くなられた方等についてのご確認		チェック欄	該当ページ
税金	土地・家屋の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.18
	未登記の家屋の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.18
	一定以上の所得がある	<input type="checkbox"/>	P.18
	税額が変更される（確定申告等により税額が変更になる）	<input type="checkbox"/>	P.19
	市民税・都民税が給与から差し引かれている	<input type="checkbox"/>	P.19
	相続人全員が相続放棄する	<input type="checkbox"/>	P.19
	原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.20
	本人名義の口座から振替している	<input type="checkbox"/>	P.20
子育て	ひとり親世帯になる	<input type="checkbox"/>	P.21
	児童手当の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.21
	児童手当の受給者の配偶者である	<input type="checkbox"/>	P.22
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.22
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の配偶者である	<input type="checkbox"/>	P.23
	児童手当・子ども医療費助成の対象児童である	<input type="checkbox"/>	P.23
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	<input type="checkbox"/>	P.24
その他	農地の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.25
	市営住宅・高齢者住宅の入居者である	<input type="checkbox"/>	P.25
	都営住宅の入居者である	<input type="checkbox"/>	P.25
	生活保護の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.26
	パートナーシップ宣誓をしている	<input type="checkbox"/>	P.26

2. 身近な人が亡くなった後の手続き等の流れ（目安）

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3 カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 	
4 カ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (30 ページ参照)
10 カ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 (29 ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (30 ページ参照)
一 年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 		

3. 市役所での手続き

3-1. 戸籍・住民票関係の手続き

(1) 死亡届(亡くなられた方全員が必要となる手続きです)

手続き・必要なもの	届出人
死亡に伴い必ず必要となる手続きです。届出に基づき、火葬許可証を交付します。	親族
▼死亡届 <input type="checkbox"/> 医師作成の死亡診断書、または死体検案書 ※各種手続き(銀行や生命保険等)で死亡届の写しの提出が必要となる事がありますので、届出前にコピーを取られることをお勧めします。 故人の本籍地、死亡地、届出人の所在地の市区町村窓口へ届出できます。 ※死亡届出及び火葬許可証の火葬場への提出は、葬祭業者が代行することができます。	問合せ先 総合窓口課記録係(042-335-4555) E-mail:koseki01@city.fuchu.tokyo.jp 東部出張所(白糸台文化センター) (042-363-6208) 西部出張所(西府文化センター) (042-364-0811) ※執務時間外は、市役所警備員室
	期限 死亡を知った日から7日以内 国外にいる場合は3か月以内

(2) 世帯主の場合(同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合)

手続き・必要なもの	届出人
世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要です。 ※同世帯に15歳以上の方が1人の場合、その方を世帯主としますので、手続きは不要です。 ※世帯主以外に世帯員がない場合は、死亡届の提出により住民票を消除しますので、手続きは不要です。	亡くなられた方と同世帯の方
▼世帯主変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※亡くなられた方と別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要です。	問合せ先 総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp 東部出張所(白糸台文化センター) (042-363-6208) 西部出張所(西府文化センター) (042-364-0811)
	期限 速やかに

(3) 住民基本台帳カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届の提出による住民票の消除に合わせて、住民基本台帳カードは無効となりますので、返納してください。	親族
▼住民基本台帳カードの返納届 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (例：運転免許証、パスポート等)	問合せ先 総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに

(4) マイナンバーカード・通知カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
亡くなられた方についての他の手続きでマイナンバーが必要となる場合があります。他の手続き終了後に返納してください。	親族
▼マイナンバーカード・通知カードの返納届	問合せ先
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(5) 印鑑登録証・ふちゅう市民カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届の提出による住民票の消除によって、印鑑登録証・ふちゅう市民カードは自動的に抹消されます。特別な手続きは必要ありませんので、カードはハサミを入れて廃棄をお願いします。	—
	問合せ先
	総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(6) 外国籍の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書の返納	親族又は同居人
返納方法については、最寄りの地方出入国在留管理官署に直接持参していただくか、郵送をご希望の場合は右記の【郵送の場合】の郵送先に送付して返納してください。	問合せ先
	【窓口の場合】 東京出入国在留管理局立川出張所 (東京都国立市北3-31-2立川法務総合庁舎) 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局おだいは分室 (〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階) ※封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。 【問合せ先】 東京出入国在留管理局(03-3599-1068)
	期限
	死亡の日から14日以内

死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行について

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおむね次の日数がかかります。

- ・本籍地に死亡届出をした場合→10日
- ・本籍地以外に死亡届出をした場合→3週間

※大型連休や年末年始を挟む場合、これより日数がかかることがあります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本等が必要となる場合があります。

※令和6年3月1日から本籍地以外の全国の市区町村窓口でも戸籍(除籍)謄本等戸籍の証明書が取得できるようになりました。ただし、取得するには条件があります。詳しくは市のホームページ等でご確認ください。

問合せ先

【死亡届に関すること】

総合窓口課記録係(042-335-4555)

E-mail: koseki01@city.fuchu.tokyo.jp

【戸籍の証明書に関すること】

総合窓口課第1係(042-335-4333)

E-mail: soumado02@city.fuchu.tokyo.jp

MEMO

3-2. 介護保険に関する手続き

(1) 65歳以上の方(または2号被保険者で介護保険被保険者証をお持ちの方)の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼介護保険被保険者証等の返納 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証(交付されている場合) ※市役所本庁舎(介護保険課)及び各文化センターに回収ボックスがあります。 ▼介護関係書類の送付先変更届(住所地以外に書類を送付希望の方)	どなたでも可
	問合せ先
	介護保険課資格保険料係 (042-335-4021) Email:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(2) 高額介護サービス費の支払いを受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼高額介護サービス費の振り込み先口座変更届 (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。) <input type="checkbox"/> 変更する振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印 ※朱肉で押印するもの	親族(相続人代表者)
	問合せ先
	介護保険課介護サービス係 (042-335-4470) Email:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	高額介護サービス費の支払い対象となる介護サービス利用月から2年

(3) おむつの現金助成を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼おむつ現金助成の口座変更の手続き (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。) <input type="checkbox"/> 変更する振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印 ※朱肉で押印するもの	親族(相続人代表者)
	問合せ先
	介護保険課介護サービス係 (042-335-4470) Email:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	4月・8月・12月のいずれかの直近月まで

3-3. 障害福祉に関する手続き

(1) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼手帳の返還 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(2) 難病・小児慢性疾患・大気汚染・肝炎医療費助成、自立支援医療費助成、心身障害者医療費助成(マル障)等の受給者証または医療券の交付を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼受給者証または医療券の返還 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証または医療券 ※医療機関にて精算完了後、返還してください。	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、心身障害者(児)福祉手当、重度心身障害者手当、特別児童扶養手当のいずれかの手当を受給されている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼各種手当資格喪失届 ※重度心身障害者手帳資格喪失届には、届出人の印(朱肉で押印するもの)が必要です。 ※特別児童扶養手当資格喪失届には、特別児童扶養手当証書が必要です。 ▼未支払手当請求 (未支払いの手当がある場合、同居し生計を同じくしていた親族への支払い手続き) <input type="checkbox"/> 同居の親族の振込先口座が確認できるもの(通帳等)	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに
	その他
	同居のご親族あてに別途手当消滅通知をお送りします。

(4) 心身障害者扶養共済制度の心身障害者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>下記の他にも書類の提出が必要となる場合があります。事前にお問合せください。</p> <p>▼弔慰金の給付申請 (年金受給前に、心身障害者が加入者より先、あるいは同時に亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加入者の住民票(心身障害者と同時に死亡したときは、加入者の住民票の除票) <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 加入者または加入者遺族の振込先の口座情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの <p>▼心身障害者の死亡届 (年金受給中に心身障害者が亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの 	<p>加入者または加入者遺族／年金管理者または心身障害者遺族</p> <p>問合せ先</p> <p>東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

(5) 心身障害者扶養共済制度加入者が亡くなられた場合(心身障害者の保護者等)

手続き・必要なもの	届出人
<p>必要な書類が異なる場合があります。事前にお問合せください。</p> <p>▼年金の給付申請</p> <p>加入から2年後以降に死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの <p>加入から2年以内に死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡証明書(指定様式。東京都扶養共済事務センター及び市に用意してあります) <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの 	<p>心身障害者または年金管理者</p> <p>問合せ先</p> <p>東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

(6)心身障害者扶養年金制度加入者の心身障害者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>下記の他にも書類の提出が必要となる場合があります。事前にお問合せください。</p> <p>▼葬祭料の申請</p> <p style="background-color: #e8f5e9;">心身障害者が年金を受け取っていた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害者の死亡を証する書類 (住民票の除票または戸籍(除籍)抄本) <input type="checkbox"/> 年金証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の住民票(概ね3か月以内に発行されたもの) <input type="checkbox"/> 葬祭を執行したことを証する書類(領収書、会葬御礼等の写し) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込先口座情報が確認できるもの <p style="background-color: #e8f5e9;">心身障害者以外が年金を受け取り、本人に代わって管理していた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害者の死亡を証する書類 (住民票の除票または戸籍(除籍)抄本) <input type="checkbox"/> 年金証書(または申立書) <p>▼精算金受給者の死亡・未支給金の申請</p> <p>東京都扶養共済事務センターへ連絡後、必要書類の提出が必要となります。直接ご連絡ください。</p>	<p>年金受取人または葬祭執行者</p> <p style="background-color: #4CAF50; color: white;">問合せ先</p> <p>東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p style="background-color: #4CAF50; color: white;">期限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

3-4. 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き

(1) 国民健康保険(74歳以下)の場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼国民健康保険葬祭費支給申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費支給申込書 <input type="checkbox"/> 請求書兼支払金口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 「葬儀代金の領収書」・「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人と喪主の氏名の記載があるもの <input type="checkbox"/> 委任状 ※喪主名義以外の口座に振込む場合に必要 <input type="checkbox"/> 喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳等 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 ※ない場合は不要 <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ※郵送でも手続き可能です。 郵送の場合：喪主の本人確認書類は、コピーを同封してください。 送付先：保険年金課給付係 ※喪主以外の方が来庁される場合：喪主の本人確認書類の代わりに来庁者の本人確認書類をお持ちください。 <p>▼国民健康保険被保険者証等の返還 医療機関等での精算完了後、返還してください。</p> <p>▼国民健康保険関係書類の送付先変更(住所地以外に書類送付希望の場合)</p> <p>▼国民健康保険被保険者証等の世帯主変更(世帯内に国民健康保険加入者がいる場合)</p>	<p>喪主</p> <p>問合せ先</p> <p>国民健康保険葬祭費の申請 保険年金課給付係 (042-335-4044) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp ※総合窓口課、東部出張所、西部出張所でも申請可能です。</p> <p>葬祭費以外の手続き 保険年金課保険税係 (042-335-4055) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限 葬儀を行った日の翌日から2年以内 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は、市役所到着日が申請日になります。</p> <p>その他 申請してから支給まで、約1~2ヶ月かかります。振込前に喪主宛てに「支給決定通知書」をお送りします。</p>

MEMO

(2)後期高齢者医療保険(75歳以上及び一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上)の場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼後期高齢者医療保険葬祭費支給申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 請求書兼支払金口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 「葬儀代金の領収書」・「葬儀代金の請求書」・「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人と喪主の氏名の記載があるもの <input type="checkbox"/> 委任状 ※喪主名義以外の口座に振込む場合に必要 <input type="checkbox"/> 喪主の印 ※朱肉で押印するもの <input type="checkbox"/> 喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳等 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 ※ない場合は不要 <input type="checkbox"/> 喪主(申請者)の本人確認書類 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ※郵送でも手続き可能です。 郵送の場合：喪主の本人確認書類は、コピーを同封してください。 送付先：保険年金課後期高齢者医療係 ※喪主(申請者)以外の方が来庁される場合：喪主(申請者)の本人確認書類の代わりに来庁者の本人確認書類をお持ちください。 <p>【注意事項】 後期高齢者医療保険料に未納があると、事前に納付相談をしていただく場合があります。保険料は、加入月数に応じてお支払いいただくようになります。詳しい通知を別途お送りしますのでご確認ください。</p> <p>▼後期高齢者医療保険被保険者証等の返還 医療機関等での精算完了後、返還してください。</p>	<p>喪主</p> <p>問合せ先</p> <p>保険年金課後期高齢者医療係 (042-335-4033) E-mail : hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>葬儀を行った日の翌日から2年以内 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は、市役所到着日が申請日になります。</p> <p>その他</p> <p>申請してから支給まで、約1～2ヶ月かかります。振込前に喪主(申請者)宛てに「支給決定通知書」をお送りします。</p>

MEMO

3-5. 年金に関する手続き

亡くなられた方や遺族の状況によって、年金や一時金等を請求できる可能性があります。また、お手続きの内容によって必要なものが異なり、年金事務所への確認が必要になります。なお、内容によって、市役所ではなく年金事務所でのお手続きをご案内する場合があります。

(1) 年金受給中の場合(国民年金・厚生年金)

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
<p>▼未支給年金の請求</p> <p>亡くなられた時にまだ受け取っていない年金、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 ※見当たらない場合は年金手帳や通知等でも可能です。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票(除票) ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) <p>▼死亡届</p> <p>未支給年金請求をすることができる遺族がいない場合は死亡届が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー、除籍抄本、住民票(除票)のうちいずれか1通 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) 	<p>＜未支給年金の請求者の順位と範囲＞ 年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族 ※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。</p> <p>届出先・問合せ先</p> <p>【届出先】 加入していた年金制度が国民年金のみ 請求者のお住まいの市区町村役場 厚生年金 請求者のお住まいの年金事務所 共済年金 所属の共済組合または年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail: hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>未支給年金の請求等： 亡くなられた日から5年以内 年金受給権者の死亡届： 亡くなられた日から14日以内</p>

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（遺族基礎年金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p>▼遺族基礎年金の請求</p> <p>国民年金加入中の被保険者や被保険者であった方で、保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金手帳（年金を受給している方は年金証書） <input type="checkbox"/> 請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書（年金を受給している方は年金証書） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票） <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 在学証明書（高校生以上の在学の子の場合に必要） <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） 	<p>「亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者」、または「亡くなられた方に生計を維持されていた子」</p> <p>届出先・問合せ先</p> <p>【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail: hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>亡くなられた日から5年以内</p>

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（寡婦年金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p>▼寡婦年金の請求</p> <p>第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票(除票) <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税(非課税)証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) 	<p>亡くなられた方に生計を維持されていた妻</p> <hr/> <p>届出先・問合せ先</p> <p>【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <hr/> <p>期限</p> <p>亡くなられた日から5年以内</p>

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（死亡一時金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p>▼死亡一時金の請求</p> <p>第1号被保険者として保険料納付期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けずに亡くなられたとき、生計を同じくしていた遺族が受けられる一時金です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票(除票) <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) 	<p>＜死亡一時金請求者の順位と範囲＞</p> <p>亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹</p> <p>※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。</p>
	<p>届出先・問合せ先</p>
	<p>【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	<p>期限</p>
	<p>亡くなられた日から2年以内</p>

MEMO

(3) 厚生年金加入者の場合

手続き・必要なもの	問合せ先
<p>▼遺族厚生年金の請求 厚生年金加入中の被保険者や被保険者であった方が亡くなられたときは、その人に生計維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給される場合があります。詳しくは年金事務所へご相談ください。</p>	ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) ※共済年金加入者は、所属の共済組合へ。

年金の問合せ先・相談窓口

窓口	電話番号
ねんきんダイヤル	電話：0570-05-1165 ※午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日) ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで ※第2土曜日：午前9時30分～午後4時
府中年金事務所	電話：042-361-1011 (代) 住所：府中市府中町2-12-2 ※午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日) ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで ※第2土曜日：午前9時30分～午後4時
保険年金課年金係	電話：042-335-4066 E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp

MEMO

3-6. 税金に関する手続き

(1) 所有している土地・家屋がある場合

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 亡くなられた方が所有されていた土地・家屋がある場合に亡くなられた方の固定資産税に関する書類を受領する相続人代表者をご指定いただく手続きです。詳細は、お問合せいただくか、府中市ホームページをご覧ください。	相続人
	問合せ先
	資産税課償却資産係(042-335-4443) E-mail:sisanzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

登記された土地・家屋を相続された場合は、資産を管轄する登記所での手続きが必要です。
・相続した土地・家屋が府中市の場合・・・東京法務局府中支局(042-335-4753)

(2) 所有している未登記の家屋がある場合

手続き・必要なもの	届出人
▼未登記家屋所有者の変更 亡くなられた方が所有されていた未登記の家屋がある場合に必要となる手続きです。 資料の提出が必要となる場合があるため、事前にお問合せください。 なお、登記する場合、手続きは不要です。	相続人
	問合せ先
	資産税課家屋係(042-335-4446) E-mail:sisanzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(3) 亡くなられた方に一定以上の所得がある場合(市民税・都民税の課税がある等)

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 市民税・都民税は、賦課期日(1月1日)現在、府中市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。課税になった方には、納税通知書を6月に送付しています。そのため、賦課期日(1月1日)の翌日から納税通知書が送付されるまでの間に納税義務者の方が亡くなられた場合には、相続人へ納税通知書を送付することになりますので、納税通知書等の書類を受け取る代表者を決めていただき、「相続人代表者届出書」に必要事項を記入の上、市民税課へ提出してください。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(4) 亡くなられた後に税額が変更される方の場合(確定申告等により税額が変更になる場合)

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 納税通知書が送付された後に納税義務者が亡くなられた場合でも、確定申告等により税額が変更になるときは、税額変更通知等の書類を受け取る代表者の届出が必要になります。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(5) 市民税・都民税が給与から差し引かれている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 市民税・都民税が給与から差し引かれていた(特別徴収)方が亡くなられた場合、差し引かれていない残りの税額については、個人で納付する方法(普通徴収)へ切り替わり、相続人の方に収めていただくこととなりますので、「相続人代表者届出書」を市民税課へ提出してください。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(6) 相続放棄をされた場合

手続き・必要なもの	届出人
▼相続放棄申述受理通知書の写し等の提出 納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合は、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 詳細は、市民税課までお問合せください。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(7) 所有している原動機付自転車・小型特殊自動車がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼名義変更又は廃車の手続き</p> <p>府中市ナンバーが付いた故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車について、相続人等への名義変更又は廃車を行う手続きです。</p> <p><input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート)</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書(ない場合は不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証等)</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人との関係を証明する戸籍</p> <p>相続人以外の方が譲り受けた場合や廃車の手続きを行う場合は、次の書類も必要になります。</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人からの委任状</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人からの譲渡証明書(相続人から譲り受けた場合)</p>	<p>相続人、相続人からの譲受人</p>
	問合せ先・手続き先
	<p>【問合せ先】 市民税課諸税係(042-335-4440) E-mail: siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>【手続き先】 総合窓口課窓口第2係</p>
	期限
	<p>故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車の相続等が確定後速やかに ※毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されるため、3月31日までに手続きを完了していただきますよう、お願いします。</p>

次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口でお手続きください。

- ・軽自動車…軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所(050-3816-3104)
- ・排気量125ccを超えるバイク…東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所(050-5540-2033)

(8) 市税・国民健康保険税等が口座引き落としになっている場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>市税・国民健康保険税の振替口座名義人が亡くなった場合に届出が必要になります。</p> <p>詳細は、納税課までお問合せください。</p>	<p>親族、相続人</p>
	問合せ先
	<p>納税課納税推進係(042-335-4449) E-mail:nouzei01@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

MEMO

3-7. 子育てに関する手続き

(1) ひとり親世帯となった場合

父または母が亡くなったことにより、ひとり親世帯となった場合、または対象児童を監護する養育者となった場合は、児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けることができます。ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

手続き・必要なもの	届出人
▼児童扶養手当認定請求・児童育成手当認定申請・ひとり親家庭等医療費助成交付申込 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求書・児童育成手当認定申請書・ひとり親家庭等医療費助成交付申込書 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等) <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 申請者・対象児童・扶養義務者分のマイナンバー <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 申請者・対象児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 年金証書等、年金額が分かるもの(年金受給中の場合) 	申請者本人 問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105) 期限 速やかに

(2) 児童手当受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼未支払児童手当請求 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未支払児童手当請求書 <input type="checkbox"/> 児童手当対象児童名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等) ▼児童手当認定申請 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童手当認定申請書 <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 申請者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等) 	未支払児童手当請求 対象児童 ※申請は受給者の配偶者や児童の養育者 児童手当認定申請 配偶者または児童の養育者 問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105) 期限 死亡した翌日から15日以内

(3) 児童手当受給者の配偶者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼児童手当諸変更届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	受給者
	問合せ先
	子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
	期限
	速やかに

(4) 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼未支払児童扶養手当・児童育成手当請求 <input type="checkbox"/> 未支払児童扶養手当・児童育成手当請求書 <input type="checkbox"/> 年長児童名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	親族・養育者
	問合せ先
	子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
	期限
▼児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	死亡した翌日から15日以内
▼児童育成手当受給事由消滅届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
▼ひとり親家庭等医療費助成消滅届 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
※対象児童を養育することになった場合は、養育者が児童扶養手当認定請求書・児童育成手当認定申請書・ひとり親家庭等医療費助成交付申込書を提出してください。 (21ページ「(1) ひとり親世帯となった場合」を参照)。	

(5) 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の配偶者や扶養義務者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼児童扶養手当諸変更届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	受給者
▼児童育成手当変更届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
▼ひとり親家庭等医療費助成諸変更届 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	期限 速やかに

(6) 児童手当・子ども医療費助成の対象児童の場合

児童手当については、対象児童全員が亡くなられた場合は消滅届、対象児童の人数が減った場合は額改定届が必要です。子ども医療費助成については消滅届が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
▼児童手当消滅届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	受給者
▼児童手当額改定届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
▼医療証等消滅届 <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	期限 速やかに

MEMO

(7) 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の場合

対象児童全員が亡くなられた場合は資格喪失届(消滅届)、対象児童の人数が減った場合は額改定届(減員届出書)が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼児童扶養手当資格喪失届</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)</p> <p>▼児童育成手当受給事由消滅届</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)</p> <p>▼ひとり親家庭等医療費助成消滅届</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)</p> <p>▼児童扶養手当額改定届</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)</p> <p>▼児童育成手当額改定届</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)</p> <p>▼ひとり親医療証減員届出書</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)</p>	<p>受給者</p> <p>問合せ先</p> <p>子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

3-8. その他の手続き

(1) 所有する農地がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>相続により農地の権利を取得された方は手続きが必要です。</p> <p>▼農地法第3条の3の規定による届出書</p> <p><input type="checkbox"/> 東京法務局発行の全部記載事項証明書(権利移転後のもの)の写し</p>	<p>相続人</p>
	問合せ先
	<p>相続した農地の所在地の農業委員会 府中市農業委員会 (042-335-4492) E-mail:nougyou@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	期限
	<p>おおむね権利の取得後10ヶ月以内</p>

(2) 市営住宅・高齢者住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>市営住宅</p> <p>▼明渡届(親族等による代理明渡) (単身の方が亡くなられた場合)</p> <p>▼入居承継承認申込書 (同居の親族がいる場合で、名義人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。 ※名義人が亡くなられた場合は、承継不可場合があります。</p> <p>▼入居者変動状況報告書 (同居の親族がいる場合で、同居人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。</p> <p>高齢者住宅</p> <p>▼明渡届(親族等による代理明渡)</p>	<p>親族</p>
	問合せ先
	<p>市営住宅</p> <p>住宅課公営住宅係 (042-335-4457) E-mail:jutaku03@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>高齢者住宅</p> <p>高齢者支援課地域支援係 (042-335-4011) E-mail:kourei01@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(3) 都営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼住宅返還届(親族等による代理明渡) (単身の方が亡くなられた場合)</p> <p>▼住宅使用承継申請書 (同居の親族がいる場合で、名義人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。 ※名義人が亡くなられた場合は、承継不可場合があります。</p> <p>▼住宅世帯員変更届 (同居の親族がいる場合で、同居人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。</p>	<p>親族</p>
	問合せ先
	<p>東京都住宅供給公社 お客様センター (0570-03-0071)</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(4)生活保護受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼死亡事実の連絡 <input type="checkbox"/> 死亡届の写し ▼葬祭扶助申請書 <input type="checkbox"/> 葬祭の執行が確認できる書類	どなたでも
	問合せ先
	生活福祉課生活保護担当 (042-335-4040、4141、4343) E-mail: engo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに

(5)パートナーシップ宣誓をしている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼パートナーシップ宣誓書受領証返還届 パートナーシップ宣誓者の一方が死亡した場合に必要な手続きです。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証(2人分)	宣誓者
	問合せ先
	多様性社会推進課多文化共生係 (042-335-4131) E-mail: tayosei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに ※返還日の調整を行いますので、事前にお問合せください。

MEMO

4. 市役所以外での手続き（参考）

項目	手続き先	問合せ先
<input type="checkbox"/> 運転免許証の返還	最寄の警察署 運転免許試験場	府中警察署 042-360-0110 府中運転免許試験場 042-362-3591
<input type="checkbox"/> 社会保険・共済保険・船員保険・国民健康保険組合	勤務先等	勤務先等
<input type="checkbox"/> 東京都シルバーパスの返還	バス・都営地下鉄の営業所、案内所、定期券発売所等のバスの常設発行窓口	一般社団法人東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950
<input type="checkbox"/> 銀行での相続関係・名義変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
	その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
<input type="checkbox"/> 保険関係の手続き（請求等）	労災保険 勤務先または管轄の労働基準監督署	勤務先または管轄の労働基準監督署 立川：042-523-4474
	雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	受給している公共職業安定所窓口 府中：042-336-8609
	生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客様相談窓口
	かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
<input type="checkbox"/> クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
<input type="checkbox"/> 有価証券の名義変更等	取引証券会社	取引証券会社
<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道等の名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所またはお客様相談室
<input type="checkbox"/> 固定電話の名義変更等	取引会社	取引会社のお客様相談窓口 (NTTは116センター)
<input type="checkbox"/> NHKの名義変更等	NHKフリーダイヤル窓口	NHKのフリーダイヤル窓口 0120-151515
<input type="checkbox"/> 携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客様相談窓口

5. 其他のご案内

相続等に関する各種専門相談のご案内

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。広聴相談課では、法律、税務、登記など様々なお悩みについてのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

なお、ご相談できる方は、市内在住、在勤、在学の方になります。

専門相談	問合せ先
▼法律相談 ▼税務相談 ▼登記相談 ▼遺言書等暮らしの書類作成相談 等	広聴相談課市民相談担当 (042-366-1711) E-mail:fsmail@city.fuchu.tokyo.jp

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。

また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。

なお、上記のいずれの場合でも正当な理由がないのに申請をしなかった場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳しくは、お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。

大切な人を亡くされた方へ

かけがえのない人を亡くすことは、誰にとっても大変悲しくつらい出来事ですが、残念ながら避けることはできません。残された人の苦しみや痛みを消すことは、なかなかできないことですが、つらい気持ちを少しでも癒す取組をご紹介します。

保健センターのこころの相談	問合せ先
保健相談室 毎週月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時 電話・面接(面接相談は、要予約)	健康推進課成人保健係 (042-368-6511) E-mail:iryoc02@city.fuchu.tokyo.jp

死産やお子様を亡くされた方の相談	問合せ先
毎週月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く) 電話 午前8時30分～午後6時 面接 午前10時～午後6時 (面接相談は、要予約)	子ども家庭支援課母子保健係 (042-368-5333) E-mail:iryoc03@city.fuchu.tokyo.jp

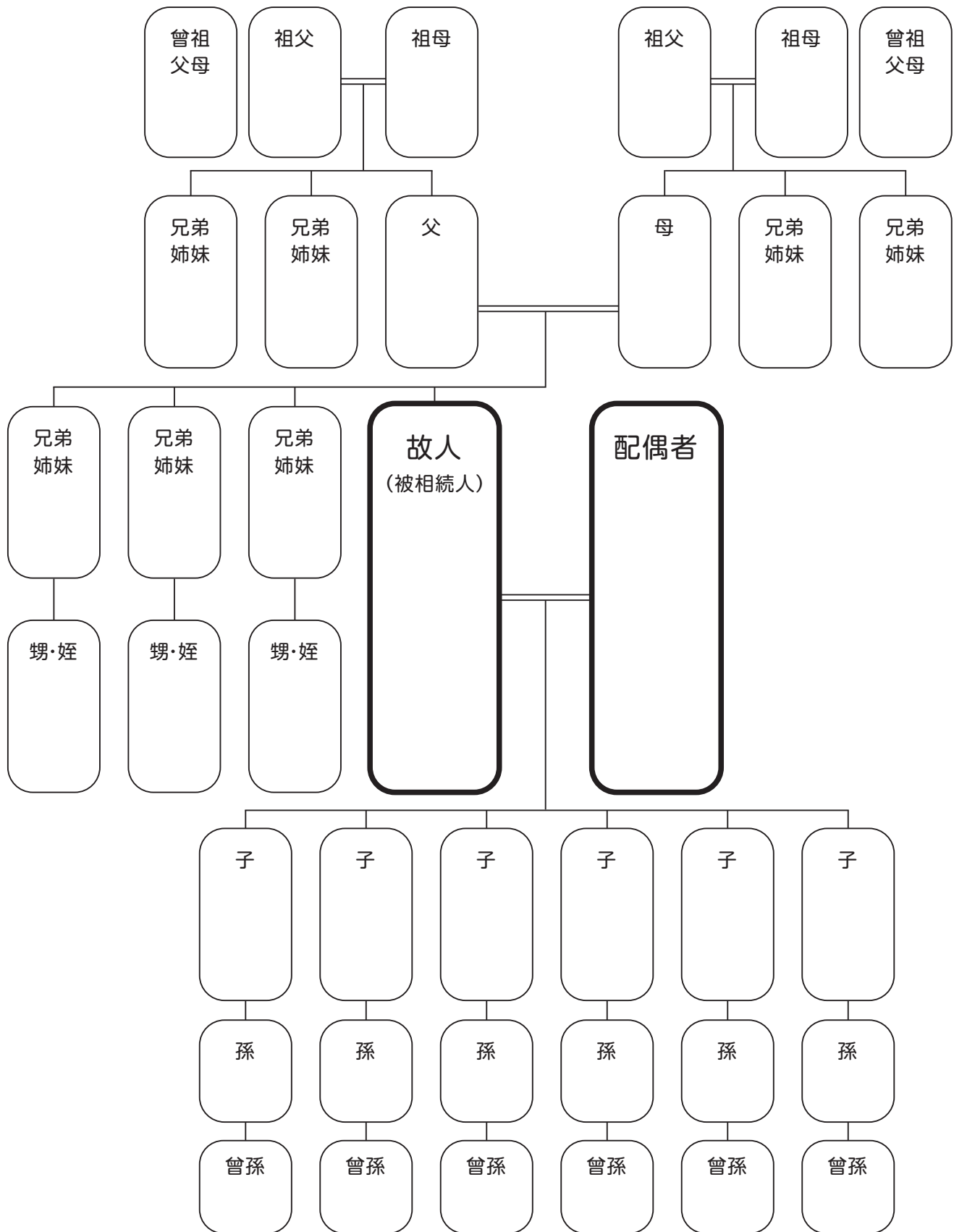
相続に関する手続き

項目	期日	備考	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。	本籍地の市区町村
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	東京法務局府中支局 042-335-4753 府中公証役場 042-369-6951
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。	東京家庭裁判所 立川支部 家事部訟廷事件係 042-845-0317
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。	各金融機関等 不動産所在地の市区町村
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や法務局、税務署等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。	各金融機関等 東京法務局府中支局 042-335-4753 武蔵府中税務署 042-362-4711
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認		3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。	武蔵府中税務署 042-362-4711
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	武蔵府中税務署 042-362-4711
<input type="checkbox"/> 相続登記	3年以内	相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。	東京法務局府中支局 042-335-4753

MEMO

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。



法務局のHP

■ 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				



① ほっとするね 緑の府中

府中市

発行 府中市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年3月作成